

原規規発第 2107286 号  
令和 3 年 7 月 28 日

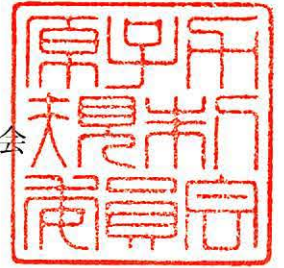
審査請求人

総代 相沢 一正 殿

総代 軍司 道男 殿

総代 大石 光伸 殿

原子力規制委員会



## 執行停止申立てに対する決定について（通知）

平成 30 年 12 月 25 日付けをもって執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）のあった、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の設置変更許可（以下「本件設置変更許可」という。）、同法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく本件発電所の工事計画認可（以下「本件工事計画認可」という。）、同法第 43 条の 3 の 32 第 2 項の規定に基づく本件発電所の運転期間延長認可（以下「本件運転期間延長認可」という。）及び同法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく本件発電所の保安規定変更認可（以下「本件保安規定変更認可」という。）については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

### 記

#### 理由

##### 第 1 審査請求人らについて

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、審査請求人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置として



なす付随的処分であるため、審査請求人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する審査請求人らの審査請求人適格が認められる必要があるところ、審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。

しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点についての判断は留保した上で、本件執行停止申立てに対する判断を行った。

## 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められるためには、審査請求人らは、本件設置変更許可、本件工事計画認可、本件運転期間延長認可及び本件保安規定変更認可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件各処分を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件各処分の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第25条第4項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件各処分に係る申請は原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第1項各号、同法第43条の3の9第3項各号、同法第43条の3の32第5項及び同法第43条の3の24第2項に適合するものであると認められること、第3に述べるところにより本案について理由がないことから明らかなとおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

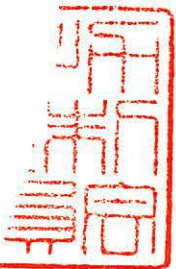
以上によれば、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことに関する申立人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められない。

## 第3 本案について理由がないとみえることについて

### 1 本件各処分の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件各処分に違法又は不当な点を主張するので、以下検討す





る。

(1) 経理的基礎に係る主張について

審査請求人らは、申請者の経理的基礎について、大要、

- ・そもそも申請者には、借入金の返済能力、廃止措置費用のための内部留保、損害賠償能力及び将来の経営見通しがいずれもないことなどから、「その者に経理的基礎があること」という原子炉等規制法の要件を満たしていない
- ・にもかかわらず、処分庁は、原子炉等規制法に規定する経理的基礎を、工事に要する資金の調達と恣意的に解釈し、事業の継続性や借入に対する返済の可否まで考慮していないほか、第三者からの資金支援の意向をもって、申請者に経理的基礎があるとの法を逸脱した判断を行っている
- ・また、処分庁は、申請書をほぼ白塗りにするなど、審査過程を明らかにしていない上、具体的な審査基準を示しておらず、手続上の瑕疵があるなどと主張し、本件審査に重大な過誤・過失があり、本件設置変更許可処分は無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、発電用原子炉の設置変更許可に係る要件として準用される原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号において経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、工事に必要な資金を調達の面から審査することにしたものであって、原子炉施設の周辺住民等の個人的権利・利益を具体的に保護する趣旨を直接的には含まないものであるから、同号の要件は審査請求人らの法律上の利益に何らかの関係を有するとは言えないので、審査請求の根拠とはならないものである。

その上で、審査請求人らの主張について検討すれば、同号が要件としているのは、「原子炉の設置」に必要な経理的基礎であるから、設置変更許可における経理的基礎に係る審査においては、原子炉施設の工事に必要な資金の調達の面から判断すれば足りる。具体的には、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、判断するものである。

本件設置変更許可に係る申請において申請者は、工事に要する資金の額について約 1,740 億円としており、処分庁は、本件設置変更許可における経理的基礎に係る審査において、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みについて、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断し、申請者の経理的基礎はありと認めている。なお、当該審査の過程において、処分庁は、申請者が過去の借入れの際に取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面





を示すよう求め、これに対し、申請者は、本件発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出している。当該書面は何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないものの、本件設置変更許可に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを示すものと解するのが相当である。これらのことから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、当該審査の過程については、その資料や議事の内容が、公にすることにより、法人（申請者）の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から公開できない部分についてマスキングをした上で、処分庁のホームページ上で公開されている。また、経理的基礎については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号において「その者に発電用原子炉を設置するために必要な（中略）経理的基礎があること」と規定されており、その審査は、上述したとおり申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを申請者の過去の資金の調達実績等から確認すれば足りることから、より具体的な審査基準を定めることは必ずしも要しないと考えられる。これらのことから、処分庁の手続においても違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## （２） 基準地震動の策定及び耐震設計に係る主張について

審査請求人らは、策定された基準地震動には、東北地方太平洋沖地震において観測された強震動パルスや当該事象を再現可能な SPGA モデルの採用など東北地方太平洋沖地震で得られた最新の知見が反映されていないこと、上記知見を基にした構造物の耐震性の検討が行われていないことから、審査には重大な過誤があり、無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、本件発電所の基準地震動の審査に用いられた基準は、東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえたものであり、基準地震動の策定に当たっては、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の調査を十分に行い、敷地に大きな影響を与えると予想される地震について、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から適切に策定されていることを要求するものである。

処分庁は、申請者が行った地震動評価の内容について審査した結果、プレート間地震については、上記の要求に従って、敷地に大きな影響を与えると予想される地震として 2011 年東北地方太平洋沖型地震を選定し、2011 年東北地方太平洋沖地震の観測記録を踏まえるとともに、評価に影響が大きいと考えられるパラメータの不確かさとして、強震動生成域（以下「SMGA」という。）の位置、SMGA の短周期レベル等を考慮して策定されていることから、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則





の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）別記 2 に適合していることを確認している。

審査請求人らが言及する SPGA モデルについては、SPGA の面積や位置等の設定手法が提示されていないことや、震源モデルの設定根拠が示されていないことなど、強震動予測手法として、規制において要求又は推奨すべきアプローチとして位置付けるまでの科学的・技術的な熟度には至っていないと考えられ、また、SPGA モデルの適用も含め地震動の計算方法の高度化については、まずは地震調査研究推進本部のような場で検討されるものであり、更に、それら検討により得られた知見を原子力規制にどのように反映するか判断については、処分庁の裁量に委ねられている。

加えて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。）においては、策定された基準地震動による地震力に対して、重要な施設の安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないと定めており、処分庁は本件設置変更許可の審査において、当該基準への適合性を確認している。

以上のことから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### （３） 津波による大型船舶の漂流に係る主張について

審査請求人らは、日立港及び常陸那珂港に出入りする大型船舶の航路が東正面にあって津波襲来時の大型船舶の漂流を「想定しないでよい」とする事業者の申請を認めたのは審査の瑕疵であるなどと主張するようである。

これに対し、申請者は、漂流物の評価に当たって、津波の数値解析の結果を踏まえ、本件発電所敷地内及び近傍半径 5 km の範囲で漂流物となる可能性のある施設、設備等を調査して抽出したとしており、本件発電所港湾外の日立港、常陸那珂港に停泊中又は付近を航行中の大型船舶については、審査請求人らが主張する本件発電所の真東の日立港貨物船出入口及び南東の常陸那珂港北側出入口を航行中のものを含め、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると本件発電所に漂流して来ないとしている。

加えて、漂流物となる可能性があるもののうち、最も重量が大きい総トン数 5 トン（排水トン数 15t）の漁船による荷重と入力津波による荷重の組合せを考慮しても、防潮堤などの津波防護施設が漂流物の衝突力に対して十分耐える設計とするとしている。

処分庁は、申請者によるこれらの評価及び設計方針が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第 5 条等の規定に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。



したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(4) 近接する原子力施設との関係性に係る主張について

審査請求人らは、本件発電所に近接する原子力施設である東海再処理施設（日本原子力研究開発機構）による事故影響を審査したというのは事実と相違し、「廃止措置中の施設」だから「影響は十分に小さい」とするのは理由がなく、「一定の距離」を理由に外部産業施設の火災・爆発の影響と同等の基準で「影響は十分に小さい」としているならば審査の過誤・欠落であり、本件審査は無効であるなどと主張するようである。

これに対し、処分庁は、本件設置変更許可に係る審査において、東海再処理施設は廃止措置中であること、本件発電所とは一定の距離を有していること等に加え、本件発電所において想定されている重大事故等への対策を踏まえ、当該施設の事故により本件発電所が受ける影響は十分小さく、当該施設は審査において考慮の対象とする必要がないと工学的に判断した上で、申請された内容が設置許可基準規則第6条の規定に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(5) 重大事故対策に係る主張について

審査請求人らは、申請者が抽出した重大事故シーケンスを「頻度が小さい」とか「あり得ない」として想定する重大事故シーケンスから除外しているのは恣意的であること、それら除外された事故シーケンスの影響緩和策である「放水砲」は何ら科学的に有効性が評価されていないことから、そのような申請を処分庁が妥当と判断したことは重大事故対策を新規制基準に取り入れることとした基本方針から逸脱しており、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号及び設置許可基準規則第37条の要求事項を満たしておらず、本件審査は無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、処分庁は、設置許可基準規則解釈第37条に基づき、申請者が、炉心損傷に至るおそれがある事故シーケンスグループについて、個別プラント評価により抽出した事故シーケンスグループのうち必ず想定する事故シーケンスグループに含まれずかつ有意な頻度又は影響をもたらすと評価したものを含めていること、事故シーケンスグループとして追加しないものについて、発生頻度が全炉心損傷頻度に占める割合は極めて小さいとしていることを確認している。また、格納容器破損モードについても、申請者が、最新のPRAの手法と工学的な判断により検討した上で、発生する可能性が極めて低いもの、炉心損傷防止対策において評価するものを除き、すべて評価対象としていることを確認している。

さらに、処分庁は、事故シーケンスグループとして追加しない事故シーケ





ンス等について、設置許可基準規則及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第 1306197 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））に基づき整備する設備や手順書、体制等により、発生する事象の程度に応じて使用可能な設備を用いて炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を柔軟に行うとともに、必要に応じて放水砲等を用いた大規模損壊対策による影響緩和が図られることなどを確認している。

加えて、処分庁は、放水砲による放水の効果等について、空気中の微粒子状放射性物質が降雨により捕らえられるとの知見を踏まえ、放水砲は拡散抑制効果があると判断している。

以上のことから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

#### （６） 「設計の旧さ」に係る主張について

審査請求人らは、①全てのケーブルを難燃ケーブルに交換することが困難であること、②非常用ディーゼル発電機や電源室について、分散配置の設計思想が適用されておらず、その安全性を設計構造上の分散配置、多重性、多様性によって担保することは困難であること、③東日本大震災の際に非常用ディーゼル発電機 1 台のダウンにより原子炉冷却用ポンプが 3 台動かなくなり設備設計に多重性・多様性がないことなどの本件発電所の「設計の旧さ」による脆弱性について検討を行っていない審査は無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、①については、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第 1306195 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））において、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であることを求めているものの、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合であって、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、不燃性材料又は難燃性材料を使用しない設計も認めており、新規制基準において全てのケーブルを難燃ケーブルで施設することを求めているものではない。その上で、申請者は、本件設置変更許可に係る審査において、安全機能を有する機器等について難燃ケーブルを使用すること及び非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、防火シート等により複合体を形成することとしており、処分庁はこれにより、火災が発生すること





を防止するための措置が講じられており、設置許可基準規則第 8 条等に適合していることを確認している。

②については、処分庁は、本件設置変更許可に係る審査において、非常用電源設備及びその附属設備が、多重性及び独立性を確保し、それぞれ別の場所に設置されること、単一故障が発生した場合であっても事故に対処するための設備に必要な電力を供給できること、それら非常用電源設備等に対して、独立性を有し、位置的分散を図った常設代替電源設備が設置されることなど、申請者の設計方針が設置許可基準規則第 33 条、第 57 条等の規定に適合していることを確認している。

③については、処分庁は、本件設置変更許可に係る審査などにおいて、非常用ディーゼル発電機 1 台が故障した場合でも、原子炉を冷却する残留熱除去系 2 系統のうち 1 系統は機能が維持できる設計になっており安全上重要な設備が多重性又は多様性を確保していることなど、申請者の設計方針が設置許可基準規則第 12 条等の規定に適合していることを確認している。

以上のことから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

#### (7) 申請者の保守管理能力に係る主張について

審査請求人らは、①経年劣化に係る処分庁の規程類は極めて大雑把で、具体的な評価項目や手法は民間規格をエンドースしているだけである等のことから、処分庁における保守管理能力の審査体制が整備されていない状態であること、②他事業者と比較してトラブルの件数が多い申請者の機器の劣化に係る保守管理能力について十分な審査がなされていないことから、運転期間延長に係る保安規定変更の認可は有効性が疑われるなどと主張するようである。

しかしながら、①については、処分庁は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を定め、経年劣化に係る事業者の保守管理について、当該審査基準において「発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、『実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド』（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「高経年実施ガイド」という。）を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。」及び「長期保守管理方針（長期施設管理方針）及び技術評価書の内容は、高経年実施ガイドを参考として記載されていること。」等と定めている。そして、処分庁は、高経年実施ガイドにおいて、高経年化技術評価に当たって対象とすべき機器・構造物の範囲や、中性子照射脆化等の





評価上着目すべき劣化事象、国内外の原子力発電プラントにおける事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験等を適切に反映することなどの高経年化技術評価の実施等に係る記載事項や、当該評価結果を踏まえた長期保守管理方針の策定及び保安規定への反映に係る記載事項等を定めている。さらに、これらに関する審査を行う際の参考とするものとして、処分庁の事務局たる原子力規制庁は、実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド（原管P発第1307081号（平成25年7月8日原子力規制庁制定））を定めている。このように、処分庁は経年劣化に係る事業者の保守管理に関する必要な規制基準や参考とすべきガイドを策定し運用しており、審査請求人らの指摘は当たらない。

②については、処分庁は、申請者が高経年実施ガイドの内容を踏まえ高経年化技術評価を実施していること、及び当該評価によって保守管理に関する方針を定める項目を抽出し、適切に長期保守管理方針を策定していることなどから、上記審査基準に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。なお、申請者の保守管理能力について、処分庁は、上記の長期保守管理方針に沿って適切に保守管理が実施されているかなど原子力規制庁検査等を通じて確認していくこととしている。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

#### （８） 高経年化技術評価に係る主張について

審査請求人らは、①原子炉压力容器の中性子照射脆化に係る劣化評価について、正式にエンドースされていない条件付きの規格（JEAC4201）を使用していること、②再生試験片による劣化評価を容認するとともに、再生試験片では溶接による熱影響は再生できず事実上劣化評価の方法がないまま認可していること、③原子炉压力容器の点検範囲について、ジェットポンプの下部は溶接固定されているため点検が実施できず、「炉内の内面についてはすべて点検」したとする申請者の報告は鵜呑みにできないこと、④スタビライザと原子炉格納容器の結合部について、経年劣化による影響を評価した耐震評価がなされていないことなどから、高経年化技術評価に関する審査は不十分であり、運転期間延長及び当該延長に係る保安規定変更の審査は無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、①については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第14条第4項及び第22条第3項において、監視試験の実施等に当たっては、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC 4201-2007）」（以下「JEAC4201」という。）等の規格によることとしており、当該規格を正式にエンドースしていることから、審査請求人らの指摘は当たらない。なお、審査請求人らの主張について



は、処分庁において JEAC4201 をエンドースする際に「技術評価を受けた今後の対応」として日本電気協会に対して今後改定される JEAC4201 に対する技術評価の視点等を示したことに関連すると解されるところ、これはあくまで今後改定される JEAC4201 に対する処分庁の確認する視点等を予め示したものに過ぎない。

②については、監視試験片の再生や再生試験片による監視試験は、エンドースしている JEAC4201 に規定されており、処分庁は JEAC4201 に基づき審査を行っていることから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

③については、処分庁は、本件運転期間延長認可の審査において、申請者が実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管 P 発第 1306197 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））に基づき、原子炉圧力容器の炉心領域全域について超音波を用いて点検し有意な欠陥がないと判断していることを確認していることから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

④については、処分庁は、本件運転期間延長認可の審査において、申請者がスタビライザに作用する荷重の特性を考慮した点検を実施し、その結果有意な腐食や摩耗等はなく高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はないと判断し、当該部分を高経年化技術評価における耐震安全性評価の対象としていないことを確認していることから、処分庁の審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## 2 本件審査請求に係る事由のうち本件各処分に係る審査の対象でないものについて

本件審査請求に係る事由のうち以下のものは、本件各処分に係る審査の対象でないので、審査請求人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

### （１） 火山灰の濃度及び対策に係る主張について

審査請求人らは、火山灰の濃度及びその対策について、①処分庁は最新の知見を取り入れた平成 29 年 11 月改訂の原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第 13061910 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「火山影響評価ガイド」という。）における火山灰濃度の想定及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。ここでは平成 29 年 12 月 14 日付け原子力規制委員会規則第 16 号による改正後のもの。）第 84 条の 2 第 5 号イへの適合性を確認していないこと、②申請者の火山灰濃度の想定は過小評価であること、③申請者が事業者ヒアリングで約束した「最適な構造を検討して保安規定認可ま





でに対応を図る」ことを履行していないこと、④火山灰濃度を設計基準ではなく機能維持評価用参考濃度（仮称）とし、全交流動力電源喪失等を想定してSA対策で炉心損傷を防止すればよいとしていることは規制の後退であり要求事項を事実上骨抜きにするものであることから、審査は設置許可基準規則第6条第1項並びに改訂火山ガイドに即しておらず過誤・欠落であり無効であるなどと主張するようである。

しかしながら、処分庁は、審査請求人らが主張する火山影響評価ガイドの平成29年11月改正に定める方法等による気中降下火砕物濃度の設定及び実用炉規則第84条の2第5号イ（現在は同規則第83条第1号ロ（1））に規定する要求に対する対応等の火山影響発生時の施設の保全に関する措置については、保安規定変更に係る審査において運転開始までに確認することになっているため、そもそも本件処分に係る審査対象ではない（なお、本件審査請求において取消しを求められている平成30年11月7日付け保安規定変更認可処分は、同日付けの運転期間延長認可処分に対応する保安規定の変更であり、前記の実用炉規則の規定及び火山影響評価ガイドの改正内容に関するものではない。）。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

なお、処分庁は、気中降下火砕物濃度については、ハザードレベルを設定することが困難である一方、必ずしも降灰開始と同時に安全施設の損傷を引き起こすとは限らず、施設・設備面での対応に加え運用面での対応も含めた全体的な対応が可能であるとの特性を踏まえ、保守的に気中降下火砕物濃度を仮定した上で、全交流電源喪失等への対策を含む設計及び運用上の要求を課している。処分庁は、当該要求に係る対策を講じる上で想定する気中降下火砕物濃度の推定手法について改正後の火山影響評価ガイドに示しているのであって、処分庁によるこれら規制の設定が不合理であるとは言えず、審査請求人らが前記④で述べる「規制の後退」には当たらない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である審査請求における審査請求人らの主張との関係で、本件各処分に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第25条第4項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

#### 第4 結論

上記第2のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、上記第3のとおり、「本案について理由がないとみえると



き」に該当することから、平成 30 年 12 月 25 日付けをもって執行停止申立てのあった本件各処分については、その執行を停止しないこととした。